

魚の美味しいまち鶴岡キャンペーンにおける

「飲食・観光需要喚起事業」

(誘客に係る独自クーポン・広告等の制作支援事業)

募 集 要 領

- 概要：鶴岡食文化創造都市推進協議会が、同協議会が主体となって実施する「魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン」に参加する飲食店に対し、参加飲食店自らが、当該キャンペーンの周知（参加飲食店の周知・広告含む）、店舗への独自誘客策を講じる場合にその経費を支援します。
- 募集期間：令和2年10月1日(木)～令和2年10月15日(木)午後5時必着
- 審査：募集期間中に提出された申請書について、審査を行い、補助金の交付可否及び交付額を決定いたします。
- 注) 補助金の交付決定前に行った事業・契約（領収書等）は対象外となりますので、ご留意願います。
- 採択連絡：令和2年10月20日頃に採択（交付）可否について連絡いたします。
- 予算額の関係上、申請額からの減額交付あるいは交付不可となる可能性がありますので、ご留意願います。
- 補助金申請時の採択ポイントについて
- ①キャンペーンを広く周知するもの（地魚の利用拡大が図られるもの）
- ②誘客策として効果があるもの
- 上記2点を重視して審査・採択(交付)可否を決定させていただきます。
- お問合せ先：鶴岡食文化創造都市推進協議会 事務局
(鶴岡市 企画部 食文化創造都市推進課内)
TEL:0235-25-2111 (内線527) 担当：鈴木・木村
FAX:0235-25-2990

令和2年10月

鶴岡食文化創造都市推進協議会

目 次

I. 事業目的	1
II. 事業内容	1
1. 補助対象者	
2. 補助内容及び条件	
3. 補助対象経費	
4. 補助率、補助上限額	
III. 補助申請手続き	2
1. 申請書類	
2. 申請先及び申請方法	
3. 募集期間	
4. 審査	
5. 審査結果の連絡	
IV. 実績報告	3
1. 実績報告書及び提出資料	
2. 実績報告提出期限	
V. 補助金の交付	3
1. 補助金の交付時期	
VI. その他	3
主な質問等 (Q&A)	4

I. 事業目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市地魚の飲食店・旅館等での需要が低迷する中、農林水産省の補助事業を活用し、地魚の消費・利用拡大を図る「魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン（以下キャンペーン）」事業において、参加飲食店自らが飲食・観光需要喚起事業に取り組む際にその経費を補助することにより、地魚の消費拡大・促進に寄与することを目的とします。

II. 事業内容

1. 補助対象者

- (1) キャンペーン参加事業者かつ飲食店
- (2) 上記(1)の連携体

2. 補助内容及び条件

- (1) 補助対象者がキャンペーンの周知・誘客策等を自ら講じる場合にその経費に対して補助します。
- (2) キャンペーンの周知については、キャンペーン期間前または期間中であることを条件とします。
- (3) 誘客策を講じる場合はキャンペーン期間中に講じる取組を対象とします。ただし、キャンペーン期間を超えて誘客策を講じる場合はその対象期限を令和3年3月末とし、誘客策の対象期間にキャンペーン実施期間（令和2年10月28日～12月27日）を含めることを条件とします。

注）上記(2)におけるキャンペーン期間中及び上記(3)におけるキャンペーン実施期間を含める場合については、キャンペーン期間を2週間以上含めることを条件とします。

例）12月15日にキャンペーン告知（広告掲載等）を行った場合は対象外（※キャンペーン期間が2週間以上ないため）とします。

3. 補助対象経費

補助の対象は下記の経費となります。

(1) 印刷製本費

キャンペーンチラシやクーポン、キャンペーンメニューチラシ等の制作に係る費用。ただし、自前での制作（自店所有の印刷機等での制作）及びクーポン等の割引や景品に係る経費は対象外

例）キャンペーン期間中にお客様に提供するメニューチラシを制作

- ・印刷会社等へ委託○
- ・自店で紙やインクを購入し作成×

例）11月～1月末まで使えるクーポン券（100円引き）を制作

- ・印刷会社等へ委託○
- ・自店で紙やインクを購入し作成×
- ・割引や景品代(100円引き)×（自店での負担となります）

(2) 広告費

キャンペーン参加・実施の周知(広告等)に係る経費

例) 新聞等への広告掲載

・広告内容にキャンペーン参加または地魚提供中、地魚キャンペーン中などの記載があることが条件となります。

(記載あり・・・○ 記載なし・・・×)

注) 交付決定前に行った事業については対象外となりますのでご留意願います。

4. 補助率、補助上限額

補助率、補助上限額については、次のとおりとします。

(1) 補助率：定額補助 (10 / 10)

(2) 補助上限額：5万円

注) 複数の補助対象者が合同で申請する場合は、補助対象者の数に5万円を乗じた額を上限とします。

注) 補助上限額を超えた部分は、申請者の自己負担となります。

注) 補助採択にあたっては、審査を行い決定しますが、審査により、不採択、補助額を減額しての交付決定となる場合があります。

III. 補助申請手続き

1. 申請書類

(1) 単独申請の場合

・補助申請書、事業計画書及び収支予算書(様式1) 1部

(2) 連携体での申請の場合

・補助申請書、事業計画書及び収支予算書(様式1) 1部

・申請者一覧表(様式1-2) 1部

2. 申請先(提出先)及び申請方法

(1) 申請先

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市 企画部 食文化創造都市推進課内

「鶴岡食文化創造都市推進協議会」宛て

TEL: 0235-25-2111 (内線527)

FAX: 0235-25-2990

(2) 申請方法

申請書類の提出については、下記いずれかの方法により提出ください。

①FAX ②郵送 ③持参

※FAXの場合も押印済みの申請書をお送りいただきますようお願いいたします。

3. 募集期間

令和2年10月1日(木)～令和2年10月15日(木)午後5時必着

4. 審査

提出された書類に基づき、審査を行い補助採択・交付の可否決定を行います。

【審査(採択可否)のポイント】

- ①キャンペーン(地魚の利用促進・魅力周知)を広く周知するもの
- ②誘客策として効果があるもの

※上記2つのポイントを特に重視し、審査を行います。

5. 審査結果の連絡

審査後、速やかに(10月20日頃を目途に)申請者に対し審査結果を連絡します。

IV. 実績報告

1. 実績報告書及び提出資料

補助採択(交付決定)を受けた事業者は、実績報告書及び関連する資料等について提出していただきます。実績報告に係る提出資料については下記のとおりです。

- ・実績報告書、事業報告書及び収支決算書(様式2) 1部
- ・振込先口座情報資料
- ・領収書
- ・作成、制作物(またはコピー)

2. 実績報告提出期限

事業完了後(制作会社等への支払い完了後)30日以内又は令和3年1月27日(水)を提出期限とします。

V. 補助金の交付

1. 補助金の交付時期

実績報告書の確認、審査後に補助金確定通知書を補助申請者へ送付いたします。補助金確定日より概ね2週間後を目途に補助金を交付(口座振込)します。

VI. その他

○本補助事業において、他補助事業(国・県・市)との併用は認められません。

○主な質問(Q&A)を掲載しておりますので、補助申請時の参考にしてください。

また、募集要領に記載のない事項など、ご不明な点や疑義点につきましてはお気軽に事務局までお問合せください。